

会議の名称	令和7年度第1回茅野市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和7年9月17日(水) 午後7時～午後8時
開催場所	茅野市役所 8階 大ホール
出席者	(出席者)・協議会委員 会長山田教育長、赤沼委員代理(茅野警察署生活安全課主任) 森委員(諏訪児童相談所所長)、伊佐山委員(臨床心理士)、宮田委員(スクールカウンセラー)、牛尼委員(諏訪人権擁護委員協議会茅野地区部会長)、竹村委員(弁護士)、江黒委員(茅野市PTA連合会会長)、矢崎委員(中学校代表)、赤羽委員(小学校代表) (欠席者)・中野委員(長野地方法務局諏訪支局総務課長) (事務局)・五味こども部長、両角こども課長、伊藤こども家庭・相談係長、曾根原総合こどもサポートコーディネーター、渡辺学校教育課長、守屋教育指導主事、平田教育支援指導主事、藤木教育支援指導主事、今井学務係長 (傍聴者)1名
資料	・次第 ・名簿 ・茅野市いじめ問題対策連絡協議会等条例 ・茅野市学校支援委員会及びいじめ問題調査委員会規則 ・茅野市いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題再調査委員会規則 ・資料①、別紙①、別紙②、別紙③ ・茅野市いじめ防止等のための基本的な方針 ・【教育新聞】自校のいじめ防止基本方針 知っていますか？
公開・非公開の別	一部公開 一部非公開
議題及び 会議結果	
発言者	協議内容・発言内容(概要)
事務局	1 開会 2 委嘱書交付 3 市長挨拶

市長	本日は、令和7年度 第1回茅野市いじめ対策連絡協議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。 茅野市では、平成 25 年 1 月に「茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例」を施行し、「市は、子どもを犯罪、交通事故、いじめ、児童虐待の被害及び子どもを取り巻く有害な環境から守る活動等の推進により、子どもが健やかに成長することができる、安全で良好な環境づくりに努める」ことを定め、その実現に向けて取り組んでいます。また、「いじめ防止対策推進法」第12条に基づき、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、いじめ問題の克服に向けての対策を、総合的かつ効果的に推進してまいりました。 私自身の過去を振り返っても、常にいじめというのは、私の子どもの頃もあったと思っております。ただし、昨今は、いじめの質が、いじめという範疇に収まらず事件化をしてしまうようなことが、全国でも起きていると思います。 多くの皆様方が協力をして、様々な情報を共有し、多くの目でちょっとした変化を読み解いていく、見ていくことがとても重要で、皆様方のお力をお借りしながら、いじめを未然に防ぐことが必要と考えています。 本日、ご参集の皆様には、それぞれのお立場での知見を遠慮なく発揮され、実効性のある協議会にしていいただければと願っています。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。 4 自己紹介 (名簿にて確認)
事務局	5 協議会の趣旨説明 いじめ防止対策推進第14条により、協議会を設置することができるとされています。第14条では、地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題連絡協議会を置くことができとなっております。 これに基づき茅野市は、令和4年度中に条例を整備し、この連絡協議会を設置しました。構成メンバーは、学校関係者や関係団体の方、関係団体とは、茅野警察署、諏訪児童相談所、長野地方法務局諏訪支局、臨床心理士、スクールカウンセラー、人権擁護委員、PTA 連合会、法律分野の方に加わっていただいています。役割としては、このような関係団体有識者の方にお集まりいただき、いじめ防止対策の取り組み状況の把握、その効果等の検証を行うとともに、関係者間の連携を強化することで、より実効的な対策を講じていくための話し合いの場、協議会であります。 また、この協議会が直接行いませんが、法に基づき第 28 条第 1 項に規定している重大事態なるいじめが発生したときには、市の教育委員会が茅野市いじめ問題調査委員会を設置することができます。教育委員会は、この委員会に対

会長	して諮問を行い、この重大事態について、調査及び審議することになります。その結果について、教育委員会に答申をし、教育委員会はその答申を受け、その旨を市長に報告することとしています。またその報告内容によっては、重大事態の発生を防止するために必要があると認める時は、市長が法第 30 条第 2 項の規定に基づいて、市の付属機関として茅野市いじめ問題再調査委員会を設置することができるとしています。 6 会長選出 (事務局の腹案により山田教育長が会長に選出される。) 7 会長あいさつ 本日はありがとうございます。 すでに文部科学省、長野県教育委員会でも言われていることですが、いじめはどこの学校でもどこのクラスでも誰にでもおこりうる、そういう認識で私達はいます。私達は、いじめを取り締まるという発想ではなく、いじめの未然防止、いじめ見のがし 0、そして子ども達一人ひとりがお互いに尊重し合っていきたいと生きていくことができる、「学校集団」「子ども集団」を作っていくという決意でいます。 昨年 8 月末にいじめ重大事態の調査に関するガイドラインが改訂されました。私達は、いじめ問題に対し、2 つの側面から取組んでいます。1 つは、いじめ防止ガイドライン、いじめ防止対策法に基づいた法としての対応。もう 1 つは、いじめられた子どもの立場のたち、その子を守りとおす、保護者の気持ちに寄り添う、同時にいじめた子どもの心のケア、指導を行わなければならない。そんな側面があります。いずれにしても、私達はいじめを克服し乗り越え、本当に温かな人間関係を築かなければいけないと考えています。
事務局	8 (1) 会議の公開・非公開について(事務局より説明) 茅野市では、茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱が定められており、原則会議等は公開することとなっています。しかしながら、茅野市いじめ問題対策連絡協議会規則の中で非公開とすることとされています。従いまして、(2)いじめ対応の市の取組についてまでは公開とさせていただき、(3)現状報告以降につきましては、非公開とさせていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。
会長	それでは報告事項(2)いじめ対応の市の取り組みについて、までは公開とさせていただき、(3)現状報告について以降につきましては、非公開とさせていただき進めてまいりたいと思います。

事務局	8 (2) 報告 (2) いじめ対応の市の取組について いじめ対応の市の取組について、報告いたします。 いじめは、「教育を受けたり、心身の健やかな成長を保障されたりするという子どものもつ権利を侵害し、人格の形成に重大な影響を与えることだけでなく、生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがある」決して許されない行為であるという認識のもと、その対応に当たっています。 また、いじめは、「いつでも、どこでも、どの子どもにも起こり得るものであるとの認識の下、いじめ問題に真摯に向き合い、いじめ防止、いじめ対応の取組を推進しています。 (1)相談体制の充実について こども課に、茅野市こども家庭センター「育ちあいの」を設置し、いじめを含めた学校生活の不安や友達関係の不安などの相談を受ける体制をつくり、子どもや家庭からの相談を受けています。学校教育課でも、教育指導主事、教育支援指導主事が同様の相談に応じています。 (2)学校支援体制の充実について 校長会を通して、全小中学校で大事にしていることは、いじめをなくすこと、うまいことはもちろんですが、学校生活の中で、いじめにつながるトラブルが起きることがありますので、「いじめ見逃しゼロ、いじめ重大事態ゼロ」を目指しています。そのために、校長会の中では、年度当初に校長先生が取り組むことを確認しています。特に、各校にある「いじめ防止基本方針」を読み合わせることで、いじめに対して組織的に対応できるように「いじめ対策委員会」を活用することなどを徹底するようにしています。また、いじめへの対応の具体や、対応で大事なことも確認しています。 (3)学校から教育委員会へのいじめの報告の徹底について いじめに対して、学校と教育委員会が情報を共有し、組織的な対応が適切に行われるように、教育委員会では、毎月学校からの報告を受けています。また、学校でいじめ対策委員会が開催されますと、すぐに、校長先生からの報告や相談を受けて、指導助言を行っています。 今年度は、いじめの報告のフォーマットを共有したり、電話対応の記録様式、いじめ対策委員会の記録様式を共有化したりして、より早く、正確な報告が為されるようにしました。情報を共有し、組織的な対応と学校と教育委員会の連携が図られるようにしています。 (4)教育委員会主催の教職員研修の実施について ①全教職員を対象とした必修研修を、5月14日に、市の行政アドバイザーである「八並光俊先生」を講師に招いて、「いじめ対応の現実的な課題と基本」リーガル・ナレッジが子どもと自分を守るとテーマに研修会を実施しました。 ②校長先生を対象とした、「生徒指導研修会」として、年4回実施しています。授業を見たり、他校の事例を通して学んだりして、いじめが発生したときの対応力、判断
-----	---

事務局	力を高める取組を行っています。これについては、全国紙である「教育新聞」から取材を受け、別紙資料にあります教育新聞の記事に取り上げられました。記事の中では、この茅野市の取組について、全国的にも先進的な取組として紹介されました。 (5)教育委員会から、全教職員への直接的な対面による研修について 今年度特に、管理職だけではなく、全教職員が、いじめに対して、いじめの対応に対して、同じように考え、取り組んでいかれるように、すべての小中学校の、入学式前の職員会議に、教育指導主事、教育支援指導主事が訪問して、研修の機会を設けました。 資料にある通り、その中で、いじめの定義やいじめの組織的な対応とはどういうものか、重大事態とその対応とはどういうものか等について研修しました。学校としてやそれぞれの先生として、いじめに対してどう対応するか、いじめを解消するとはどういうことかなどを、全教職員と共有しました。 以上が「いじめ対応の市の取組」です。 (3) 現状報告について (非公開) (4) 意見交換 (非公開) 9 閉会
-----	--